

豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度実施要綱

(趣旨) 制約

第1条 この要綱は、誰もが多様で柔軟な働き方を実現し、いきいきと働き活躍できる職場づくりを目指し、働き方改革を積極的に推進する事業所の表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 この表彰は、「豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰」(以下「表彰」という。)と称する。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる事業所は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内に従業員を常時雇用する事業所を有する企業等の法人、個人事業主、その他団体
- (2) 事業の規模等については、応募区分に応じて以下のとおり
 - ア 総合評価の部
企業全体の従業員数300人以下、又は中小企業
 - イ カテゴリー評価の部
従業員数及び企業規模は不問
- (3) 別に定める、働きやすい職場づくり推進事業所の確認が完了していること
- (4) 表彰を受けた場合、事業所名及び取組内容の公表が可能であること。

(評価の項目)

第4条 選考における評価項目は、次の各号とする。

- (1) 職場風土、取組の推進体制
- (2) ワーク・ライフ・バランス
- (3) 仕事と生活の両立支援
- (4) 多様な働き方
- (5) 多様な人材の活躍
- (6) 人材育成・評価
- (7) 健康経営® ※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。
- (8) その他(例:労働安全衛生の向上に関する取組、DX ほか)

(表彰の応募)

第5条 表彰を受けようとする事業所は豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成18年条例第1号)の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により「豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰応募書(以下「応募書」という。)」を市長に提出しなければならない。ただし、第3条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する事業所は、応募することができない。

- (1) 過去3年以内において労働関係法令等の重大な違反行為をしている事業所
- (2) 社会通念上、表彰をすることが適当でない判断される事件・事故を発生させている事業所
- (3) 市税を滞納している事業所
- (4) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業所

(選考委員会の開催)

第6条 被表彰事業所を選考するため、豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開催する。

2 選考委員会の委員は、事業所における就業環境の整備・改善についての有識者及び経済団体、

労働団体から選任する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(被表彰事業所の選考)

第7条 市長は、選考委員会が被表彰事業所を選考する前において必要と認めるときは、応募書による書類選考、応募書の内容を確認するための事業所の現地調査等を実施し、その結果を選考委員会に報告することができる。

2 選考委員会は、別に定める基準に基づき当該事業所の基準の適合状況を審査し、被表彰事業所を選考するものとする。

(被表彰事業所の決定等)

第8条 市長は、選考委員会の選考結果に基づき、被表彰事業所を決定するものとする。

(表彰等)

第9条 市長は、被表彰事業所のうち、以下の事業所を表彰するものとする。

(1) 総合評価の部

その取組が特に優れ、成果を挙げていると認められる被表彰事業所を「イキイキ大賞」、その取組が優秀であると認められる被表彰事業所を「イキイキ優秀賞」として表彰する。

(2) カテゴリー評価の部

第4条に定める評価項目のいずれかにおいてその取組が特に優れている被表彰事業所を「ベストフォーカス賞」として表彰する。

2 市長は、被表彰事業所に対し、賞状を授与するものとする。

3 市長は、「イキイキ大賞」「イキイキ優秀賞」「ベストフォーカス賞」の被表彰事業所に対し、盾、トロフィー、又はタペストリーを授与するものとする。

4 市長は、「イキイキ大賞」「イキイキ優秀賞」「ベストフォーカス賞」の被表彰事業所に対し、シンボルマークを交付するものとする。

5 「イキイキ大賞」「イキイキ優秀賞」「ベストフォーカス賞」の被表彰事業所は、交付を受けたシンボルマークを次に掲げるものに付することができる。

(1) 事業所の広告

(2) 商品、サービス又はそれらを提供する制服、車両、包装紙等

(3) 商品、サービスの取引に用いる書類又は通信

(4) 看板、自社のホームページ等、公衆の閲覧に供する情報

6 その他被表彰事業所に対し付することができる受賞特典は、年度ごとに協議の上、決定を行う。

(被表彰事業所の公表)

第10条 市長は、被表彰事業所の名称等及びその取組の内容を市のホームページ等において公表するものとする。

(被表彰事業所の決定、表彰及び優良事業所シンボルマークの交付の取消し)

第11条 市長は、被表彰事業所が第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は該当することとなったときは、第8条の規定による被表彰事業所の決定、第9条第1項の規定による表彰及び同条第4項の規定によるシンボルマークの交付を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。